

議案第 82 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の徴収の特例）

第 5 条 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により同項に規定する指定定期検査機関が行う定期検査（皮革面積計に係る定期検査を除く。）を受けようとする者は、別表計量法関係手数料の表定期検査の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項（備考に係る部分を除く。）を次のように改める。

長 期 優 良 住	登 録 住 宅 性 能 評 価 機 関	登 録 住 宅 性 能 評 価 機 関 に よ る 設 計	1 件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 16,000 円 (2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（そ
-----------------------	--	---	--

宅建 築等 計画 の認 定申 請に 対す る審 査 によ る技 術的 審査 に係 る適 合証 が交 付さ れた もの 以外 の長 期優 良住 宅建 築等 計画 (新 築に 係る もの に限 る。)	住宅性 能評価 に係る 設計住 宅性能 評価書 (構造 の安定 に関す ること につい て限界 耐力計 算によ り評価 された ものを 除く。) が交付 された 場合	の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ア 5戸以内のもの 62,000円 イ 5戸を超え10戸以内のもの 99,000円 ウ 10戸を超え25戸以内のもの 187,000円 エ 25戸を超え50戸以内のもの 321,000円 オ 50戸を超え100戸以内のもの 494,000円 カ 100戸を超え200戸以内のもの 901,000円 キ 200戸を超え300戸以内のもの 1,230,000円 ク 300戸を超えるもの 1,492,000円
	その他 の場合	1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 49,000円 (2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ア 5戸以内のもの 116,000円 イ 5戸を超え10戸以内のもの 186,000円 ウ 10戸を超え25戸以内のもの 367,000円 エ 25戸を超え50戸以内のもの 658,000円 オ 50戸を超え100戸以内のもの 1,130,000円 カ 100戸を超え200戸以内のもの 2,090,000円 キ 200戸を超え300戸以内のもの 2,990,000円 ク 300戸を超えるもの 3,670,000円
	登録住宅性能 評価機関によ	1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

<p>る技術的審査に係る適合証が交付された長期優良住宅建築等計画(新築に係るものに限る。)</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 6,600円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ア 5戸以内のもの 13,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 23,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 33,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 62,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 108,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 178,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 219,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 234,000円</p>
<p>登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証が交付されたもの以外の長期優良住宅建築等計画(増築又は改築に係るものに限る。)</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 74,000円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ア 5戸以内のもの 174,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 279,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 550,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 986,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 1,690,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 3,130,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 4,480,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 5,500,000円</p>
<p>登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証が交付された長期優良住宅建築等計画(増築又は改築に係るものに限る。)</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 9,800円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ア 5戸以内のもの 19,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 35,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 50,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 94,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 161,000円</p>

	カ	100戸を超え200戸以内のもの	267,000円
	キ	200戸を超え300戸以内のもの	328,000円
	ク	300戸を超えるもの	351,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表の改正規定及び附則第3項の規定 平成28年4月1日

(2) 第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に1条を加える改正規定及び次項の規定 平成28年6月2日

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成28年6月2日以後に指定定期検査機関が行う定期検査に係る手数料について適用し、同日前に指定定期検査機関が行う定期検査に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

計量器定期検査事務の簡素化を図るため指定定期検査機関が行う計量器の定期検査に係る手数料を当該指定定期検査機関の収入とするとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正により既存住宅において増築又は改築を行う場合の長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。